平成２２年（フ）第１８９５号
京都市伏見区向島津田町156番地７
破産者　日下ちよ子
１　決定年月日　平成23年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第５３号
京都府与謝郡与謝野町字岩滝1862番地
破産者　西原　　進
１　決定年月日　平成23年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第７３号
福岡県大川市大字鐘ケ江471番地２
破産者　田代機工商会こと　田代　清美
１　決定年月日　平成23年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第３６４号
熊本市東町３丁目６番23―８号
破産者　山本　由美
１　決定年月日　平成23年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２８４号
宮崎県日向市曽根町１丁目140番地、開始決定時の住所宮崎県日向市永江町１丁目128番地３
破産者　平坂　孝司
１　決定年月日　平成23年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１７９号
宮城県大崎市田尻字町223番地
破産者　只野　新治
１　決定年月日　平成23年２月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第２７３号
神奈川県横須賀市佐原５丁目10番３―301号、開始決定時の住所神奈川県横須賀市吉井２丁目６番４―605号
破産者　山口　真人
１　決定年月日　平成23年２月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２８１号
神奈川県横須賀市汐見台３丁目21番２号　小嶋アパート２Ｆ
破産者　菊池　清志
１　決定年月日　平成23年２月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第５３８３号
大阪府茨木市横江１丁目６番39号
破産者　入江　清一
１　決定年月日　平成23年２月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８９号
奈良県吉野郡東吉野村大字小1679番地
破産者　和田　完三
１　決定年月日　平成23年２月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２４９７号
札幌市豊平区平岸１条７丁目４番26号　ユートピアハイツ203号、開始決定時の住所札幌市豊平区平岸２条８丁目２番６―503号
破産者　菅原　　繁
１　決定年月日　平成23年２月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２１号
神奈川県厚木市戸室５丁目８番６号　ロイヤルガーデン弐番館103、破産手続開始決定時の住所神奈川県厚木市愛名535番地７
破産者　根本　　浩
１　決定年月日　平成23年２月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４５４号
神奈川県厚木市岡田２丁目８番28―406号、前住所神奈川県厚木市三田576番地６
破産者　相馬　弘子
１　決定年月日　平成23年２月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２２５号
富山県射水市堀岡古明神海岸139―22　ヴィラシーサイドⅡ101、住民票上の住所富山市中市２丁目８番45―203号　ラ・シェヌ・ダビタシオン
破産者　大平　　悟
１　決定年月日　平成23年２月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１６３号
福井県坂井市丸岡町東陽１丁目８　カーサエスポワールＣ102、開始決定時の住所福井県坂井市丸岡町一本田第４号39番地１
破産者　池端　泰孝
１　決定年月日　平成23年２月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１２号
福井県鯖江市大倉町第17号５番地25
破産者　西**柳**　文夫
１　決定年月日　平成23年２月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第１７３号
長野県千曲市大字八幡2149番地６
破産者　宮原　清雄
１　決定年月日　平成23年２月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第８００号
名古屋市緑区大清水３丁目1208番地
破産者　東山　　崇
１　決定年月日　平成23年２月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部